Lesson

特定原材料(8品目)とは?

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになったもののうち、特に症例数や重篤度から表示する必要性が高いものを「特定原材料」と定め、法令で表示が義務付けられています。

▼ 特定原材料に「くるみ」が追加!

くるみによるアレルギー症例数の増加等を踏まえ、令和5年3月9日付けで特定原材料として、 新たに**くるみ**が追加されました(7品目 ▶ 8品目に)。

▼ 特定原材料に準ずる物に「マカダミアナッツ」が追加!

令和6年3月28日付けでマカダミアナッツを特定原材料に準ずる物に追加し、まつたけを特定原材料に 準ずる物から削除すると決議されました。

▽ 特定原材料(8品目)は表示義務があります。

根拠規定	特定原材料等の名称	理由	表示の義務
8品目 特定原材料	えび かに くるみ 小麦 そば 卵 乳成分 落花生	特に発症数、重篤度から勘 案して表示する必要性の高 いもの。	義務
20 品目 特定原材料に 準ずるもの	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、 キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚 肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当 数みられるが、特定原材料 に比べると少ないもの。	推奨(任意)

特定原材料は原則、原材料名の直後にカッコをして(一部に〇〇・〇〇を含む)と表示しましょう。この場合カッコの前に必ず読点を入れましょう(原材料と区別するため)。なお乳については、(乳を含む)ではなく、(乳成分を含む)とします。また添加物の場合は(乳成分由来)ではなく、(乳由来)としてください。

例:○○○、○○、(一部に卵・小麦・乳成分を含む)

- 特定原材料は・(中黒)でつなぎます。